

令和3年 1月15日

会員様各位

株式会社アイ・エー・エー

平素より（株）アイ・エー・エーをご愛顧いただき誠にありがとうございます。
軽自動車検査協会、国土交通省からお知らせがあった件につきまして以下の通りとさせていただきます。

① 軽自動車申請手続等にかかる押印を不要とする件

令和2年12月23日に軽自動車検査協会より発表がありました。

「申請書・申請依頼書・譲渡証明書に求める押印を廃止（令和3年1月4日実施）」に伴い、（株）アイ・エー・エーでは申請書類の取扱いを以下の通りとさせていただきます。

- ・申請依頼書用紙は、従来通り添付をお願いします。
- ・申請依頼書の押印・記載がなくても、書類として有効なものとしします。
- ・返納（一時抹消）済の場合の返納確認書又は譲渡証明書の押印がなくても有効としします。

但し、所有者が法人で、所有権留保車輛において所有者承諾書が必要な場合は、従来通り所有者の押印のある所有者承諾書と押印のある申請依頼書が必要です。

詳しくは軽自動車検査協会のホームページをご覧ください。

<https://www.keikenkyo.or.jp/notice/2020/attached/0000026434.pdf>

② 自動車登録申請の有効期限を延長する件

国土交通省が令和3年1月8日に新型コロナウイルス感染症対策として、添付書類の有効期限を延長する取り扱いを実施しています。

- ・印鑑に関する証明書

令和2年10月8日から令和3年4月7日までに発行されたものについて、令和3年7月8日までの間に自動車登録窓口へ提出のあった場合においては、有効なものとして取り扱います。

（株）アイ・エー・エーとしても同様に有効な書類として扱わせていただきます。

詳しくは国土交通省のホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000118.html

以上